

# Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

3

No.184  
MAR. 2014  
www.kindai-sales.co.jp  
平成26年3月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第16巻第3号通巻184号

ワイド特集

## FPが押さえておきたい 平成26年度税制改正大綱の ポイント

個人所得課税、金融証券税制、土地・住宅税制、相続税・贈与税、  
法人税制ほか主な改正項目の要点解説

[執筆・監修] 柴原一税理士事務所

税制改正項目一覧表つき!



相続診断士が伝える

# 「笑顔相続のススメ」

第12回

公正証書遺言作成の相談

で元気に過ごしています。  
Aさんの資産は、自宅の土地建物（3000万円相当）、自社の株式3000株です。その他、二男を受取人とする生命保険にも加入しています。しかし、Aさんは会社の運転資金の借入れ（残債1900万円）の連帯保証人となっており、その抵当権がAさんの自宅の土地建物に設定されています。

Aさんが遺言書を作成しようと思った動機は長男にありました。アメリカから帰国した長男は、Aさんの会社を継ぐため、会社の数字や現状、取引先等を調べました。その結果を踏まえ、長男はAさん夫婦に、Aさんの自宅を3000万円で売却して、1900万円の借金を返済し、Aさん夫婦には残額1100万円を渡すので、そのお金で好きなところに住めばよいと吐き捨てたそうです。

Aさんと妻は、その言葉に驚きショックを受けて、Aさん生きあとに妻がこの家に住めなくなるかもしれないと危惧し、「自宅を妻に相続させること」公正証書遺言の作成を考えたのです。

以上の相談を受けた私は、これら

で元気に過ごしています。

Aさんの資産は、自宅の土地建物

（3000万円相当）、自社の株式3000株です。その他、二男を受取

人とする生命保険にも加入していま

す。しかし、Aさんは会社の運転資

金の借入れ（残債1900万円）の

連帯保証人となっており、その抵当

権がAさんの自宅の土地建物に設定

されています。

Aさんが遺言書を作成しようと思

った動機は長男にありました。アメ

リカから帰国した長男は、Aさんの

会社を継ぐため、会社の数字や現状、

取引先等を調べました。その結果を

踏まえ、長男はAさん夫婦に、Aさ

んの自宅を3000万円で売却して、

1900万円の借金を返済し、Aさ

ん夫婦には残額1100万円を渡す

ので、そのお金で好きなところに住

めばよいと吐き捨てたそうです。

Aさんと妻は、その言葉に驚き

ショックを受けて、Aさん生きあと

に妻がこの家に住めなくなるかもし

れないと危惧し、「自宅を妻に相続

させること」公正証書遺言の作成を考えたのです。

以上の相談を受けた私は、これら

のことをヒアリングしたうえで、遺言書の文案を作成しました。

①自宅不動産は妻へ

②会社の株式は長男へ

③その他の財産はすべて妻へ

④妻がAさんより先に死亡した場合

には、②以外の妻が相続すべき財産

は二男へ

⑤遺言執行者は妻とする

⑥は予備的遺言と言います。万一、

Aさんより先に受遺者である妻が亡

くなつた場合、①③の遺言が無効と

なつてしまい、相続財産が法定相続

人に帰属して自宅が長男と二男の共

有となつてしまふことを防ぐことが

できます（二男は知的障害があるた

め、遺産分割協議がスムーズででき

ない可能性があります）。

加えて、Aさんは長男には財産を

あげたくないなさそうであり、二男の今

後への生活資金として財産を持たせて

おくほうが安心と考えたからです。

せつかく遺言書があるので、この予

備的遺言がないばかりに、かえつて

家族間の紛争が大きくなってしまう

こととも少なくありません。

しかし、この文案をAさんに提案

したところ、「長男も大事な息子な

ので、この書き方はちょっと…、④

は削除してほしい」と言われてしまいました。笑顔相続実現のため、法的に争う余地のない遺言書（長男には会社の株式と1000万円の生活費が生前贈与（特別受益）となるた

め、遺留分はありません。また、二男の遺留分は生命保険金でケアして

います）を提案したつもりでしたが、Aさんの想いに対しきちんと応え

ることができます。なかつたと、反省

した案件でした。



小川 実

一般社団法人相続診断協会  
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。

笑顔相続の実現には、時に難しく、時に厳しい判断をする必要があります。相続診断士の皆さまには、ぜひ背中を押す役割を担っていただきたいと思います。